



# 北から南から ~各地区の活動~

交通安全協会は交通事故をなくすための幅広い活動を行っております。

わたしは三重県交通安全協会のシンボルマスコット“ストッピー”です



私たち約4,000人のボランティア活動は皆様の会費で支えられています。悲しい交通事故を1件でもなくすため、私たちの活動にご協力をお願いします。

- 交通安全の広報啓発活動
- 交通安全イベント・フェスタ等の開催
- 幼児から高齢者まで対象の交通安全指導
- 新入園児、新入学児童への交通安全教材等の提供
- 優良運転者・交通安全功労者(団体)等の表彰
- 交通事故無料相談の開設【電話・面接(弁護士等)相談】

安全に登下校できるよう綺麗に清掃します。



四日市西地区

通学路クリーンキャンペーン

横断中も安全確認をして、周りに気をつけて渡りましょう。



鳥羽地区

横断歩道での交通指導

通学自転車の安全点検をして、反射材を取付けました。



津地区

通学用自転車点検

見通しのよいところでも、速度は控えましょう。



伊賀地区

交通事故再発防止の啓発活動

私たち三重県交通安全協会は

## 悲惨な交通事故を1件でもなくしたい!そんな思いで活動をしています

悲惨な交通事故から県民一人ひとりの命を守りたい。これは私たちが願う切実な願いです。私たち三重県交通安全協会は一件でも交通事故をなくし、一人でも多くの命を守るための活動をボランティアの方々と日々行っています。



(一財)全日本交通安全協会作成による交通ルールの遵守・マナーの向上等のためのロゴマークです。

(一財)三重県交通安全協会

# 交通安全みえ

2021 / 中秋号 No.223

発行所

(一財)三重県交通安全協会

三重県交通安全活動推進センター  
(三重県公安委員会指定)

〒514-0004 津市栄町1-954  
三重県栄町庁舎5F  
TEL 059-228-9636  
URL <http://www.mie-ankyo.com/>



## 横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン



三重県警察 日本損害保険協会中部支部 三重県交通対策協議会

## 横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン

令和2年のJAF(日本自動車連盟)の調査によると、三重県内における信号機のない横断歩道に歩行者がいる時の車両の一時停止率は27.1%で、約7割の車両は止まらない現状でした。

そこで、三重県警察では横断歩行者保護を推進するため、横断歩道を横断する際に少し手を上げるなど、横断の意思を明確に伝えることを促す、横断歩道“ハンドサイン”キャンペーンに取り組んでおります。横断歩道を渡るときは、おしらせサインで意思表示を!

### ~少し手を上げ、おしらせサイン~



QRコードでのアクセスはこちら  
動画もこちらから

## 自らの安全を守るための交通行動

- ①少し手を上げる。運転者に顔を向けるなどして、横断する意思を明確に伝える。
  - ②安全を確認してから横断を始める。
  - ③横断中も周りに気をつける。
- +お礼 横断する際や横断後に「止まってくれてありがとう」の意思表示



## 秋の全国交通安全運動

令和3年 9月21日(火)~30日(木)

### 運動の重点

- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶



交通安全協会の活動は、会員の皆様からのご支援・ご協力により支えられています。



～ 三重県交通安全協会からのお知らせ ～

### 『優良運転者表彰』を希望される皆様へ

交通安全協会へ加入し永年安全運転に努めておられる方は、一定の要件の下、希望者からの申請により優良運転者表彰(30年、40年、50年)を受けていただくことができます。手続きには申請書類が必要となります。

表彰を希望される方、または詳しくお知りになりたい方は、交通安全協会まで連絡をお願いします。

※ご自身が来年(令和4年)の表彰対象者であることの確認は下表のとおり【免許証】の取得年で確認できます。

	二・小・原・他(取得年月日)
30年	H 3.1.1~H 3.12.31
40年	S56.1.1~S56.12.31
50年	S46.1.1~S46.12.31

※三重県に住所がある方で、一定の期間、無事故、無違反などの要件が必要です。



★ここで確認できます

※申請には一定期間の無事故・無違反を証明する書類(有料)も必要となります。

※「優良運転者表彰」に関しては、令和5年以降、対象会員個々への案内は行わず、希望者からの自己申告制となります。案内がございませんのでご注意ください。

表彰を希望される方は、交通安全協会まで連絡をお願いします。

■お問合せ (一財)三重県交通安全協会 TEL.059-228-9636 [平日 9:00~17:00](土、日、祝日を除く)



### ストッピーの交通安全

### 自転車って?



### YouTubeで公開中!!



自転車は、身近な交通手段として幼児から高齢者まで幅広い世代の人に利用されています。

免許証は不要ですが道路交通法上、自転車は車両の一種です。三重県交通安全協会では、自転車について紹介した動画の第一弾をHPで公開しています。交通ルール等を理解し、安全に利用しましょう。



詳しくはこちらまで



### 夏の交通安全県民運動実施結果

令和3年7月11日(日)~7月20日(火)

期間中の交通死亡事故は、1件1人(前年同期間比+1件、+1人)

	令和3年	令和2年	増減数
人身事故件数	59件	78件	-19件
死傷者	1人	0人	1人
負傷者数	68人	94人	-26人

運動最終日7月20日(火)の累計で高齢者が全死者数の65.4%(26人のうち高齢者は17人)を占めています。

運動期間中における交通事故の特徴では、自転車乗用中事故の負傷者が、前年より増加しました。(負傷者9人、前年同期間比+5人)

### 運転席、助手席のカーテンは違反です!!

夏場に多く見かける運転席、助手席の窓にカーテンを取り付けたり、タオルやハンカチ等で窓を覆う行為は、視界の妨げになるために道路交通法(乗車又は積載の方法)の違反となります。※道路交通法55条第2項

右左折時に歩行者を巻き込むなど、重大事故につながる恐れもありますので、走行中の運転席、助手席の窓ガラスには、何も取りつけないようにしましょう。

《違反点数》1点

《違反金》普通車 6,000円  
中型・大型車 7,000円



三重県では違反になります

自転車を固定させる器具を取り付け、傘を広げた状態で自転車を運転すると、三重県道路交通法施行細則14条(軽車両の乗車または、積載重量等の制限)の違反になります。また、傘を広げることで視野やハンドルの操作等が妨げられる状態となれば、乗車又は積載の方法(道路交通法第55条第2項)にも抵触します。



### ～ 車内の温度を効果的に下げる方法 ～

夏は炎天下に駐車していた車に乗ろうとすると、その熱気に乗り込むことをためらうほど車内の温度が高くなっています。少しでも早く車内の温度を下げるためにできることもありますのでお試しください。なお、高温になっている車内では、ハンドルやダッシュボードをはじめ、チャイルドシートの表面、ベルトの金具などに熱が蓄積しています。乗車の際は、やけどをしないよう十分注意してください。

#### ● 助手席側後ろの窓を全開にして、運転席の窓を開閉させ熱気を放す。

空気の入り口と出口を遠い位置にすることで、外気との循環を素早く行うことができるため、車内温度を下げるすることができます。



#### ● 「エアコン+走行」

一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の実験によると、「エアコン+走行」が最も早く温度を下げる事ができたそうです。窓を全開の状態エアコン(オート)を外気導入にし、温度設定はLo(最低)にして走行します。車内の熱気を追い出したら2分後に窓を閉め、エアコンを内気循環にして冷やし、十分冷えたら外気導入に切替えるなどし、適切に使用しましょう。



### 運転者会員の特典 会員の店2021

交通安全協会協賛店では、各種のサービス特典を提供しています。

対象は交通安全協会会員証(有効のある)をお持ちの方です。詳しくはパソコンやスマートフォンから検索してください。



会員の店 検索

スマートフォンからQRコード読み取り



<http://www.mie-ankyou-mise.com/>

<http://www.mie-ankyou-mise.com/pc/default.aspx>

### みえあんきょうプレゼント こうつうあんぜんクイズ

もんだい



次の標識の意味について正しいものはどれですか?

- ①ひとりで通ってはいけません。
- ②歩行者は通ってはいけません。
- ③歩行者以外は通ってはいけません。

#### ◆ 応募要領

クイズの答えと応募者の住所、氏名、年齢、連絡先をハガキに書いて

〒514-0004  
津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎内5F  
(一財)三重県交通安全協会

※正解者の中から抽選20名様に上記の景品をプレゼント。当選者は商品の発送をもって発表にさせていただきます。

応募締め切り2021年10月末日必着

※「解答」は初冬号に掲載します

● 盛夏号クイズ正解

③ 10メートル

